

令和3年

TOKYO交通安全キャンペーン

令和3年12月1日(水)～12月7日(火)

～世界一の交通安全都市TOKYOを目指して～



第九回東京都交通安全ポスターコンクール（令和三年度実施）
都民安全推進本部長賞
世田谷区立芦花小学校五年 森永 凰太（もりなが おうた）さんの作品



- ① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全な通行の確保
- ② 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶と歩行者等の保護など安全運転意識の向上
- ③ 自転車の交通事故防止
- ④ 二輪車の交通事故防止
- ⑤ 違法駐車対策の推進

東京都／首都交通対策協議会

令和3年TOKYO交通安全キャンペーンにおける 東京都の重点は次に掲げる5項目です。

Point ① 子供と高齢者を始めとする歩行者の安全な通行の確保

保護者の方へ

都内では、子供の交通事故が多く発生しており、飛び出しが原因になることが多くなっています。特に小さなお子様の行動は保護者が常に見守るようにしていただき、日頃から正しい交通ルールとマナーを教え、手本を示していただくようお願いします。

高齢者の方へ

歩行者の死亡事故のうち、犠牲となった方の約半数は高齢者です。自宅近くで交通事故に会うケースも多く、慣れた道でも交通ルールを守り、常に十分な安全確認を行うとともに、横断禁止場所での横断や信号を守らないなど、交通ルールを無視した行為は絶対にしないようにしてください。

歩行者の方へ

横断歩道を横断する際には、青信号でも「右・左・右」を確認してから渡るなど、歩行者自身が「自らの命は自分で守る」安全な行動を実践してください。お酒を飲んで道路に寝込んでしまい、車に轢かれる痛ましい事故が発生しています。お酒を飲んだ時は、家に帰るまで気を引き締めましょう。



Point ② 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶と歩行者等の保護など安全運転意識の向上

飲酒運転等の悪質・危険運転はやめましょう

飲酒運転のおそれのある人に対する車両や酒類を提供する行為、酒気を帯びている人の運転する車両に同乗する行為も罰せられます。

また他の車両等の通行を妨害する目的での急ブレーキ、車間距離不保持、急な進路変更などの行為（いわゆる「あおり運転」）は「妨害運転罪」として処罰の対象です。

歩行者等に対する保護意識を高めましょう

交通事故死者を状態別で見ると、歩行中が最も多くなっています。全ての運転者は、歩行者等を事故から守るという意識をもって運転しましょう。交通ルールを守り、「思いやり・ゆずりあい」の気持ちとゆとりを持った安全運転に努めましょう。



Point ③ 自転車の交通事故防止

自転車も夕暮れ時は早めに自転車のライトを点灯し、反射材を活用して「自分の存在をアピール」することが交通事故防止につながります。

自転車を運転する際は、「自転車安全利用五則」を守り、信号の遵守、交差点での一時停止・安全確認を徹底し交通ルールを遵守しましょう。また、二人乗り、並進、飲酒運転、傘さし等の片手運転、イヤホンやスマートフォン等の使用は禁止されています。

Point ④ 二輪車の交通事故防止

二輪車の単独事故が増えています。交差点やカーブの手前では、十分に速度を落とし、安全走行を心がけましょう。車の間のすり抜けや無理な追い越しは大変危険なので、絶対にやめましょう。ヘルメットのあごひもをしっかりと締めて、胸部・腹部を守るプロテクターを着用しましょう。



Point ⑤ 違法駐車対策の推進

違法駐車は、たった一台でも交通渋滞や交通事故の原因になります。特に交差点やその付近での違法駐車は、重大事故に直結する「危険行為」です。絶対にしてはいけません。年末は特に交通量が増えます。出かける前にあらかじめ外出先の駐車場所を確認し、短時間でも駐車場やパーキングメーターを利用して、一人ひとりが違法駐車をしないよう心がけましょう。



東京都都民安全推進本部 交通安全課
<https://www.tomin-azen.metro.tokyo.lg.jp/kotsu/>

令和3年10月発行 登録番号(3)29
令和3年TOKYO交通安全キャンペーン推進要領
編集発行 東京都都民安全推進本部
総合推進部 交通安全課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話03-5388-3125

VEGETABLE OIL INK
リサイクル適性A
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
石油系溶剤を含まないインキを使用しています。